

○遠野市都市計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第136号

改正 平成20年12月19日条例第37号

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、遠野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める数以内のものを市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 5人
- (2) 市議会の議員 5人
- (3) 県の職員 1人
- (4) 市民 2人

2 学識経験のある者、県の職員及び市民につき委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市議会の議員につき委嘱された委員の任期は、議員の任期による。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任される。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(最初に委嘱される審議会の委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成18年8月31日までとする。

附 則 (平成20年12月19日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。